



宿泊税を活用したひらふ無料循環シャトルバス



宿泊税を活用したひらふ坂ロードヒーティング（歩道部分）

倶知安町宿泊税の税率変更について

〔2025年（令和7年）2月25日 事業者説明会〕

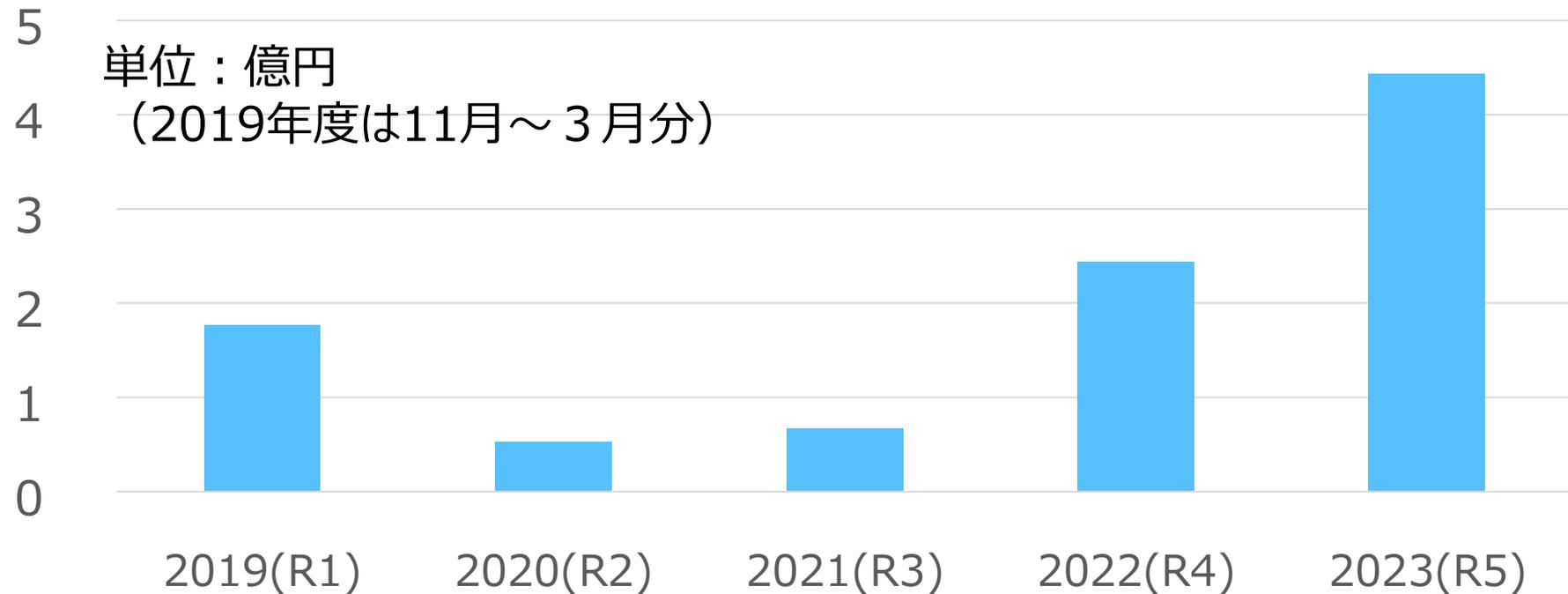
はじめに

■ 倶知安町宿泊税率変更『2%⇒3%』へ町議会提案予定

- 北海道宿泊税条例が令和6年12月に北海道議会で可決
 - ・早ければ令和8年4月より北海道全域に北海道宿泊税が導入
 - ・これにより倶知安町宿泊税（定率）と北海道宿泊税（段階的定額制〔3段階〕）が混在する懸念が生じた

☆この度、倶知安町内での定率制と段階的定額制の混在を回避するため、町が北海道宿泊税相当分を代わって徴収することで倶知安町内でかかる宿泊税は定率制のみ（道税＋町税で3%）としたい

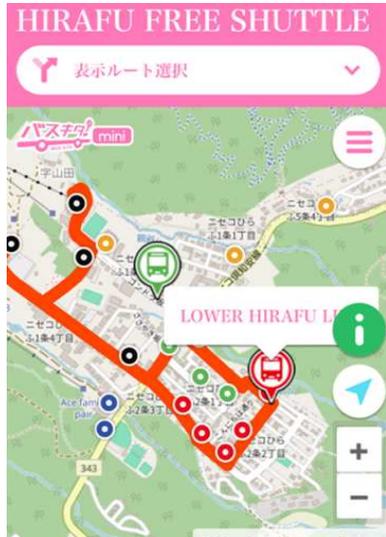
背景：倶知安町宿泊税（2019年（令和元年）11月～）



- ・倶知安町宿泊税を導入してから5年が経過
- ・**全国唯一の定率制（宿泊料金の2%）**

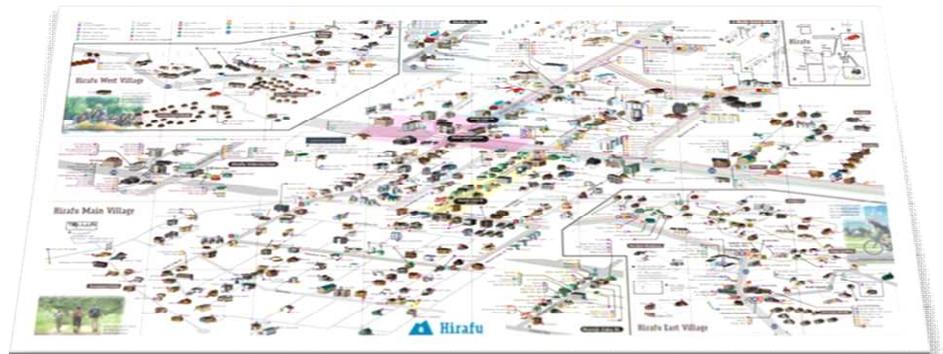
背景：倶知安町宿泊税（主な用途）

2024事業 (単位：千円)	事業費	宿泊税 充当額
地域DMO 支援事業	196,179	159,802



背景：倶知安町宿泊税（主な用途）

2024事業 (単位：千円)	事業費	宿泊税 充当額
ひらふ地区ロードヒーティング事業	25,418	25,418
観光客受入体制整備事業	8,369	7,700



背景：倶知安町宿泊税（主な用途）

2024事業 （単位：千円）	事業費	宿泊税 充当額
ニセコひらふ エリアマネジメント 交付金	5,770	5,300
タクシーニセコモデ ル実証事業	7,844	7,200



背景：北海道宿泊税（早ければ2026年（令和8年）4月導入予定）

1 道宿泊税導入の背景・必要性

導入の意義・必要性

道内各地域がにぎわい、旅行者の満足度や利便性を高め、「観光立国北海道」の実現を図っていきます。

北海道観光を取り巻く現状

- 食や一次産業などの関連産業が多く経済効果が大きい「観光」は、本道のリーディング産業のひとつとして地域経済をけん引
- コロナ以降の課題の顕在化（観光客ニーズの高度化・多様化、広域移動手段の脆弱さ・人手不足への対応、リスク管理など）
- 新たな社会的要請（SDGs、脱炭素化、デジタル化など）

今後の取組の方向性

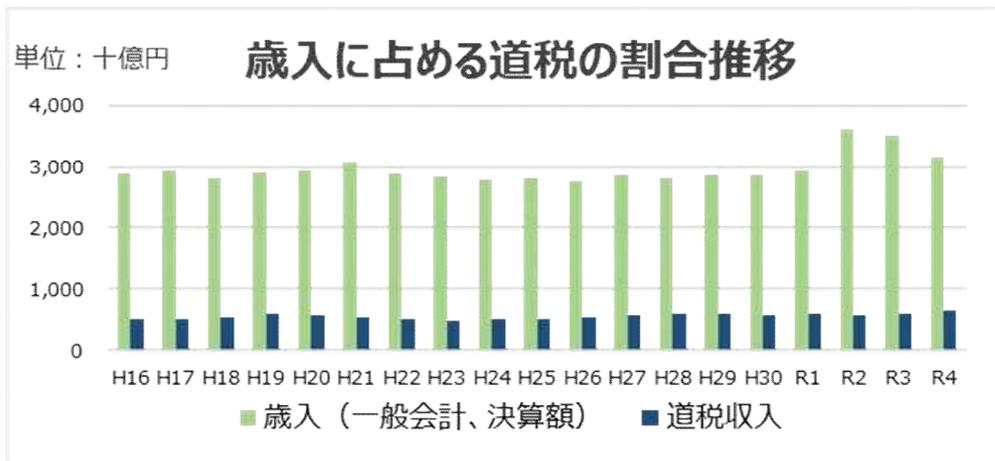
- 旅行者目線の施策の推進
- コロナ禍で顕在化した課題の克服と、強みとポテンシャルの増進
- 広域的な視点に立った施策の推進

旅行者の満足度や利便性を高め、
「観光立国北海道」の実現を目指します

※ 「観光振興を目的とした新税の考え方説明要旨（北海道経済部観光局）」より抜粋

財源確保の必要性

○人口減少、少子高齢化が進む中、道税収入の大幅な増加は期待できず、高度化、多様化する観光ニーズや、人手不足、移動利便性の向上などの課題に対応するための施策展開が思うようにできない。



○道民の皆様だけでなく、国外、道外からの宿泊者の皆様にもご負担いただく宿泊税を財源として、国内外の他地域に遅れを取ることなく、施策を展開し、魅力的な北海道をつくり上げることが必要。

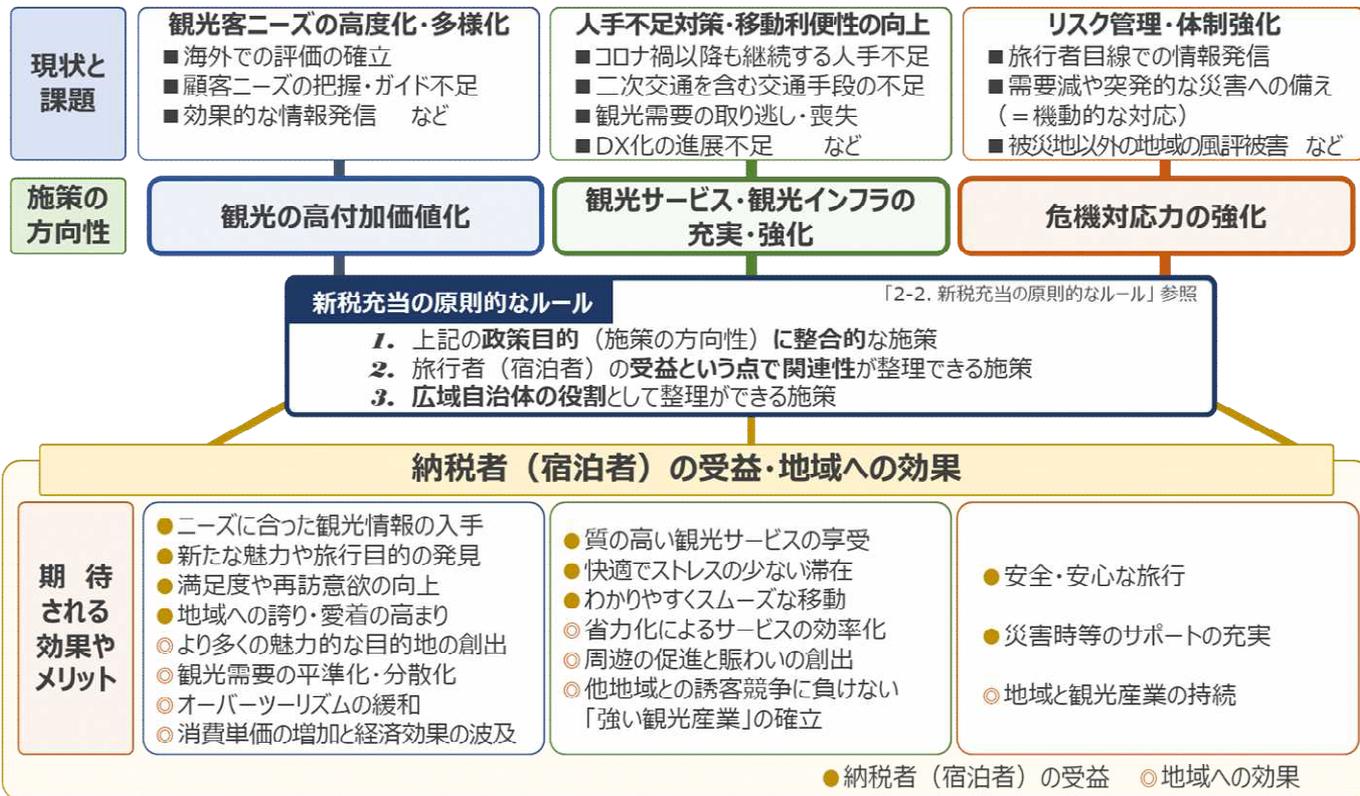
【他都府県との延べ宿泊者数、観光予算、宿泊税の導入状況等の比較】

	延べ宿泊者数(令和5年) ※宿泊旅行統計調査(観光庁)より引用	観光予算(2024 当初予算) ※観光経済新聞より引用	宿泊税の導入状況 (宿泊税税収 令和5年度決算額) ※各都府県Webサイト等より引用
北海道	39,634,760人	1,818,794千円	早ければ令和8年4月導入予定
東京都	99,447,220人	30,608,000千円	平成14年10月導入 (税収：4,400,000千円)
大阪府	50,701,480人	2,577,502千円	平成29年1月導入 (税収：2,510,432千円)
京都府	32,125,320人	3,630,521千円	※京都市 平成30年10月導入
福岡県	21,123,850人	2,517,640千円	令和2年4月導入 (税収：1,736,349千円)
沖縄県	32,879,730人	4,937,800千円	令和7年2月議会に条例提案予定

2 道宿泊税による具体的な施策イメージ

施策の方向性の考え方

北海道観光の現状や課題を踏まえた施策の方向性と、
ご負担をいただく納税者・地域の皆様への新税による施策の効果（受益）を整理。



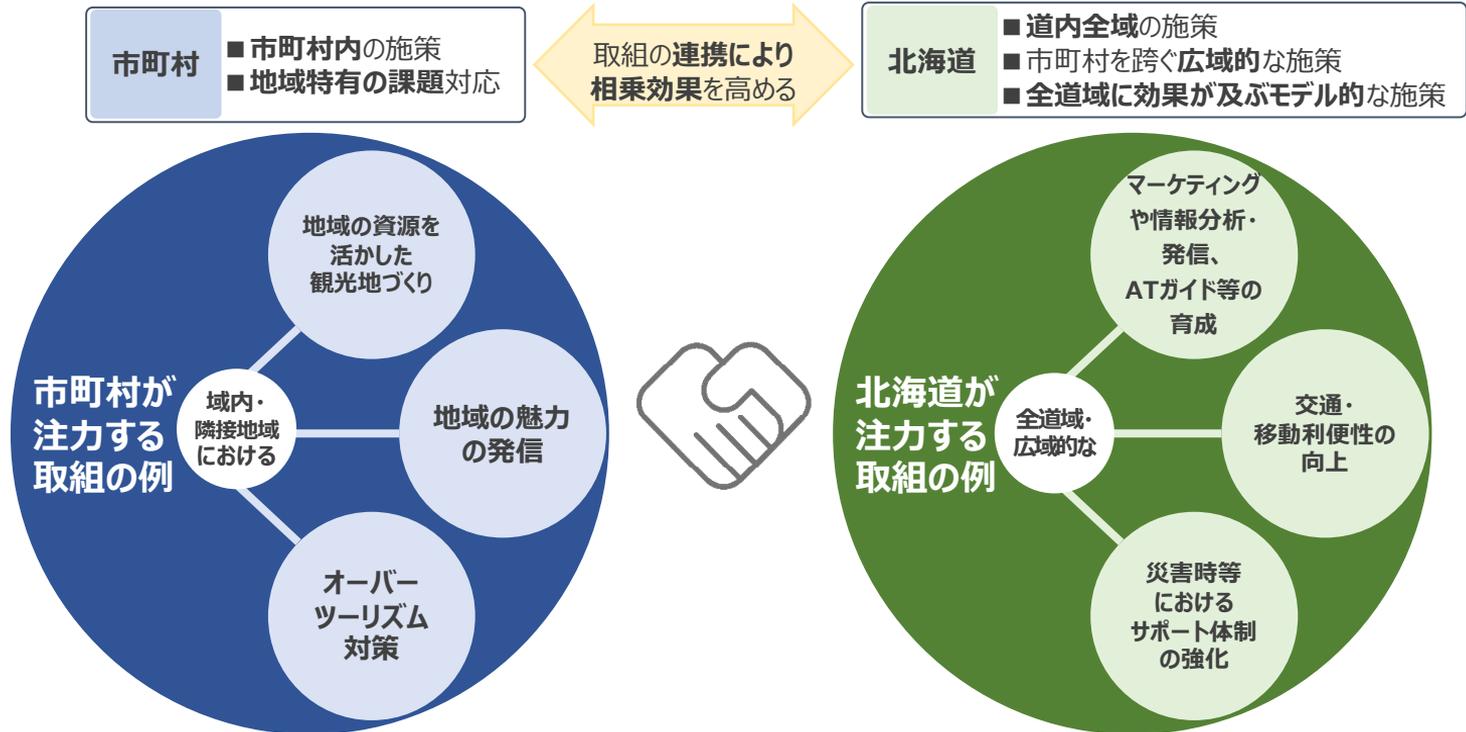
※「観光振興を目的とした新税の考え方（北海道経済部観光局）」より抜粋

3 宿泊税による施策における市町村との役割分担

市町村税による取組の自主性に配慮しつつ、地域からの意見や必要な支援等も踏まえながら、市町村との役割分担を整理

基本的な考え方

適切な役割分担のもと、双方の施策連携により相乗効果を創出。



具体的な施策について

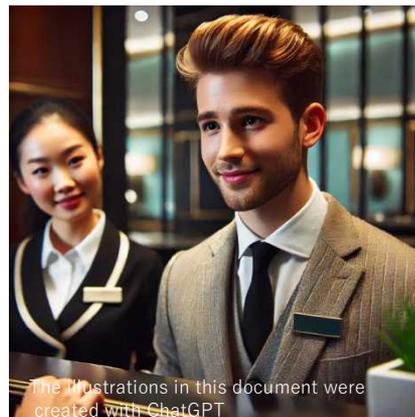
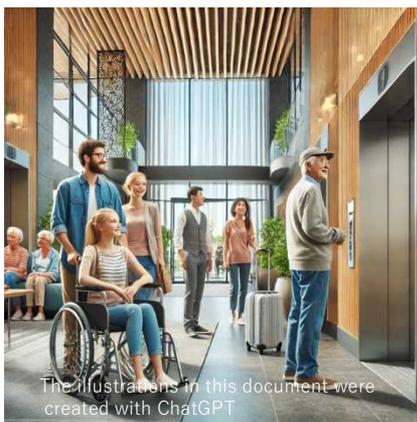
※「観光振興を目的とした新税の考え方（北海道経済部観光局）」より抜粋

<p>①マーケティングの強化</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術活用によるマーケティング（ビッグデータの活用、地域の戦略策定支援など） ・国内外拠点のアンテナ機能強化（海外拠点の拡充、取組強化など） ・情報発信の強化（多言語対応の推進など） 	<p>②資源を活かした観光の推進</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・アドベンチャートラベルの推進（ガイド育成、ツアー造成など） ・新たな観光需要に応じたツーリズム（テーマ別観光、自然公園の観光活用など） ・観光地づくりやマーケティングと一体となったプロモーションの実施 	<p>③地域の取組支援</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・エリア特性にあわせた観光振興（振興局単位の課題解決など） ・先駆的・モデル的な観光地づくりへの支援（観光地の創出・分散に資する取組、持続可能な観光地づくりなど）
<p>④人材の確保・育成</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・観光関連産業における多様な人材の確保・育成（人材の定着、ATガイド育成、ITによる省力化など） ・専門人材の育成（DMOにおける専門人材の育成など） 	<p>⑤受入機能の強化・高度化</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・観光DXによる産業の生産性の向上（システム導入、IT技術導入支援等） ・社会的な要請に対応した受入環境整備支援（ユニバーサル化など） 	<p>⑥移動利便性の向上</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・広域観光に資する交通機能の強化（空港の受入体制強化、観光の視点からの広域的な交通に関する実証運行・利用促進など） ・交通手段のシームレス化等（MaaS、決済手段やデータのデジタル化など）
<p>⑦危機対応力の強化</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・サポート体制の強化（安全確保に向けた旅行者目線での情報発信の強化など） ・機動的な需要喚起、風評被害対策等（財源の積上げ） 	<p>▶ 新税による使途の3つの方向性と想定規模 ◀</p> <p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 観光の高付加価値化……………①～③ 約17億円程度 ■ 観光サービスの充実・強化……………④～⑥ 約20億円程度 ■ 危機対応力の強化……………⑦ 約5億円程度 <p>上記のほか、徴収経費や道税システム改修費、特別徴収義務者交付金など、数億円程度を要する想定</p>	

※ 上記はあくまでも現段階で想定している使途の方向性であり、税の導入後、活用する事業は毎年度検討し、道議会の議決を経た上で決定します。

※ 使途の規模感、他自治体の事業規模などを考慮し、北海道における規模に置き換えて算出したもの。

例えば・・・

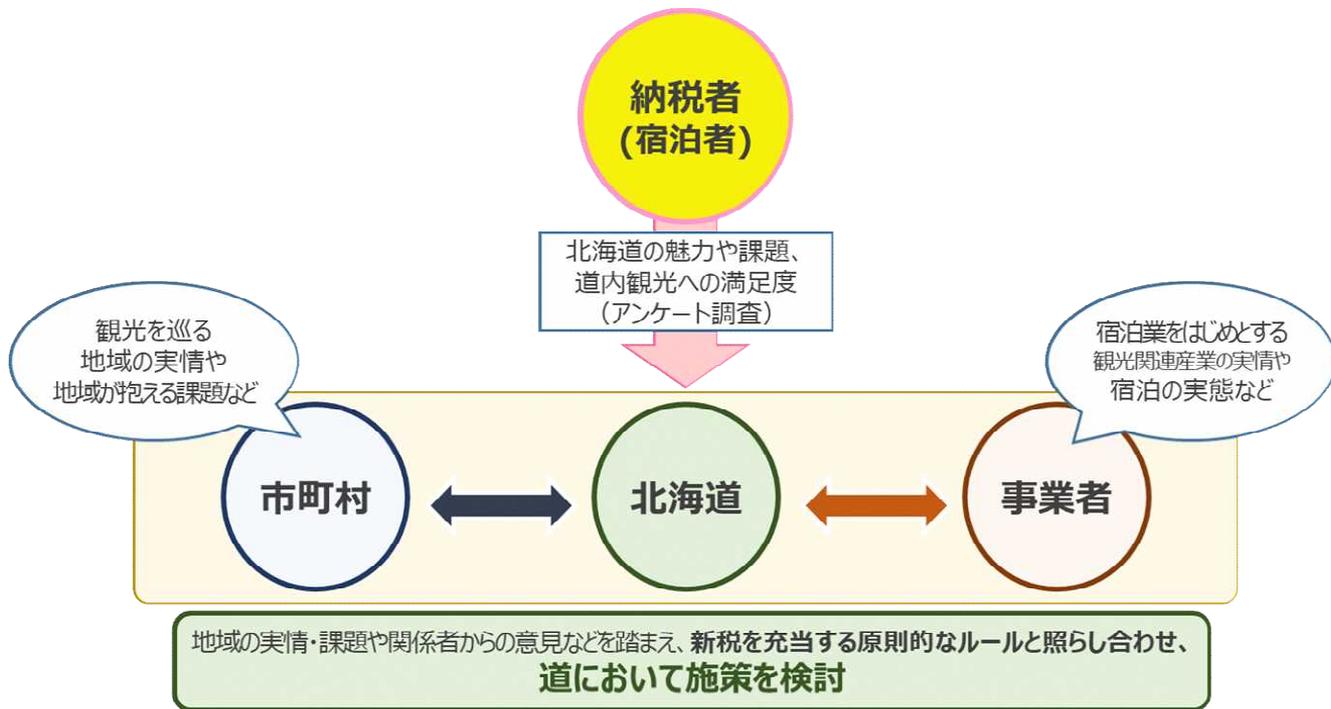


4 道宿泊税の施策検討に向けた仕組み

仕組みのイメージ

※「観光振興を目的とした新税の考え方（北海道経済部観光局）」より抜粋

- ・ 納税者（宿泊者）向けにアンケートを実施し、宿泊の実態や税条例の施行状況を把握し、施策の検討に活用。
- ・ アンケート結果を踏まえ、「訪れてみたい観光地No.1」の価値を維持できるよう、「サービス提供者」である道・市町村・事業者が意見交換を行いながら、施策・取組の検討を進める。



5 道宿泊税の概要

項目	新税の概要（道案）
税目名	宿泊税（法定外目的税）
税収の使途	北海道観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実・強化、危機対応力の強化等、北海道観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
課税客体	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
税率	一人一泊について、宿泊料金が 2万円未満の場合 100円 2万円以上5万円未満の場合 200円 5万円以上の場合 500円
非課税事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者 ・ 認定こども園、保育所等が主催する施設全体又は集団の行事に参加する満3歳以上の幼児及び引率者
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者交付金	導入当初5年間は、3.5%を交付
課税を行う期間	条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について、適時、検討の機会を設け、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
適用除外	定率制により市町村宿泊税を課す市町村であって、道が徴収すべき宿泊税の額に相当する額を道に交付する場合は、道宿泊税の規定を適用しない。

※「観光振興を目的とした新税の考え方（北海道経済部観光局）」の抜粋に追記

税率変更の背景：定率制と段階的定額制混在の懸念

◎ 北海道宿泊税の条例提案

倶知安町宿泊税	北海道宿泊税
令和元年11月から導入済	早ければ令和8年4月導入予定
定率制	段階的定額制 (100円、200円、500円)
・倶知安町内事業者の負担軽減が重要 ・倶知安等内は道税を「定率制」にしてほしい	・倶知安町内のみを定率制にすることは困難



◎ 2制度が倶知安町内において混在すると宿泊事業者の事務負担が過重に

- ・北海道は倶知安町事業者の負担軽減が必要としていたが、具体的対応策が見いだせず
- ・北海道全域を段階的定額制とする「北海道宿泊税条例」を令和6年12月第4回道議会に提案

税率変更の背景：北海道と倶知安町の合意

制度混在の懸念に対し、町・議会・観光協会・商工会議所が道議会に相談・要望

倶知安町内は定率制と段階的定額制の混在を回避するため、町が北海道宿泊税相当分を（定率制の制度の中で）代わって徴収し道に交付する形で合意



道条例を一部修正し、北海道議会にて北海道宿泊税条例が可決



◎ 可決した北海道宿泊税条例の税額決定部分の抜粋

【北海道宿泊税】

(税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊について、次の各号に掲げる宿泊料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 2万円未満のもの 100円

(2) 2万円以上5万円未満のもの 200円

(3) 5万円以上のも 500円

(適用除外)

第23条 市町村宿泊税に係る市町村の条例において市町村宿泊税の税率として宿泊料金に対する割合を定めている市町村であって規則で定めるものにおいては、この条例（この条を除く。）の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、同項の規則で定める市町村は、道に対し、当該規則で定める市町村においてこの条例（同項を除く。）の規定の適用があるものとした場合における道が徴収すべき宿泊税の額に相当するものとして規則で定める額の金銭を交付するものとする。

倶知安町宿泊税の税率変更（率引き上げ）について

◎ 倶知安町から北海道に道宿泊税相当額を交付するスキーム

北海道宿泊税相当額の算定について

- ◆ 北海道宿泊税相当分を倶知安町宿泊税の一部として町が道に代わって徴収し、北海道に交付
→北海道宿泊税を事業者が別に算定・納入することを避け、宿泊事業者に過重な負担がかからない。
※逆に、北海道宿泊税に相当する額を町が道に交付できないと道と町の合意が成立せず、定率制と段階的定額制が混在してしまい宿泊事業者に過重な負担が生じてしまうことに注意。
 - ◆ 倶知安町宿泊税の申告書をベースに「施設ごとの北海道宿泊税相当額」を算定する
→北海道宿泊税相当額は倶知安町税務課で算定するため事業者には過重な負担がかからない
- ※道宿泊税相当額は、2023（令和5）年度実績で試算すると、町内の宿泊料総額の0.67%程度
- ※個々の納税者に対しては、宿泊料金区分に応じた北海道宿泊税相当額を含む税額を倶知安町宿泊税として負担していただくことで、倶知安町の納税者と道内他地域の納税者の間に差は生じず北海道内での「負担の公平性」は担保される

倶知安町宿泊税の税率変更（率引き上げ）について

◎ 観光インフラの整備需要（例）

2次交通等各種交通インフラ = 混雑対策 (例: 循環バス・ナイト号等)	羊蹄山麓環境衛生組合負担金 (宿泊施設増による浄化槽増加対応)
ひらふスキー場駐車場等再整備	上水道施設整備
北海道新幹線倶知安駅周辺整備	ロードヒーティング（駅前通等）

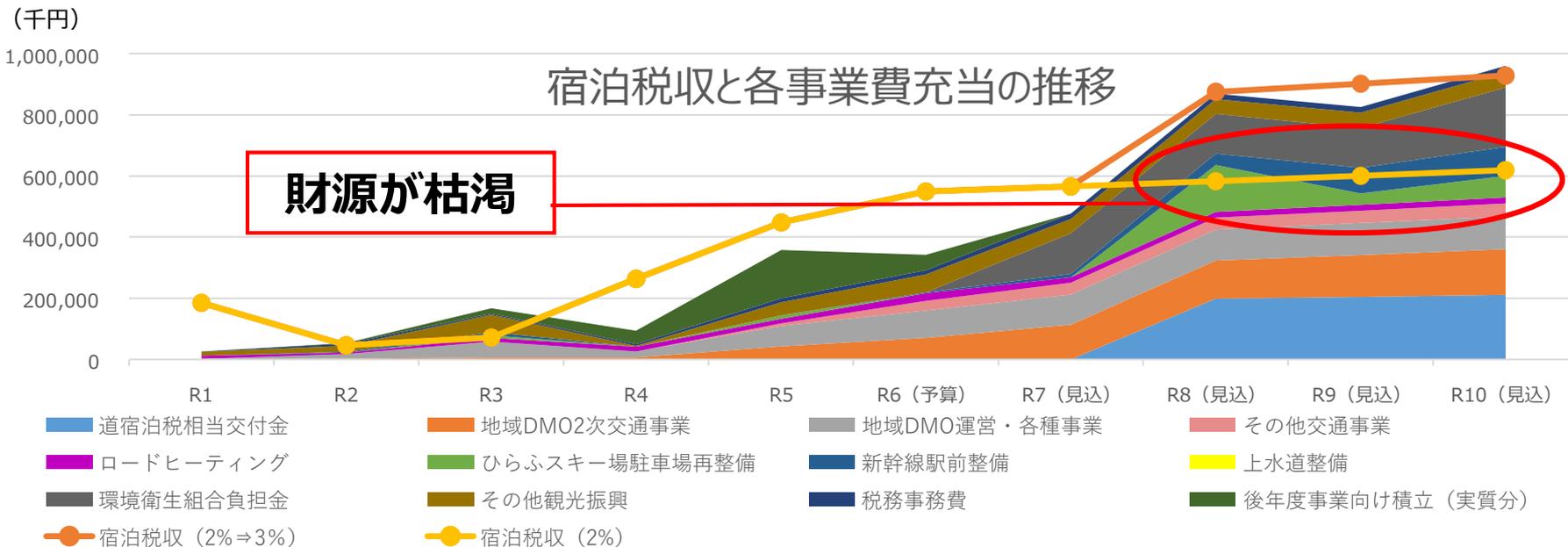


リゾートエリアで拡大するバス需要

ひらふスキー場駐車場等再整備
(スキー場エリア交通結節点海外事例)

北海道新幹線倶知安駅周辺整備
(新幹線駅都市施設イメージ)

倶知安町宿泊税の税率変更（率引き上げ）について



- ・2026年度（令和8年度）より北海道への交付金が生じる
- ・物価高騰により宿泊料金も上昇し、それに伴い宿泊税も今後増収を見込む一方で、圧倒的な人手不足の中にあって、各事業費が上がっているとともにリゾートの成長に伴うインフラ整備で新たな支出も見込まれる
- ・結果的に事業費の伸び幅が宿泊税収の伸び幅を上回り、財源の枯渇が懸念される状況にある
- ・増大する財政需要に対して宿泊税とともに様々な財源確保を検討しなければならない状況

倶知安町宿泊税の税率変更（率引き上げ）について

…以上のことから、次の通り税率を変更したい

現行 2025（令和7）年度まで	変更 2026（令和8）年度以降
宿泊料金の2%	宿泊料金の3%

◎理由

- ・倶知安町が北海道宿泊税相当分を道に代わって徴収し、北海道に交付するため
- ・定率制と段階的定額制という2つの制度の宿泊税が倶知安町内で混在することを避けるため
- ・アフターコロナとなり倶知安町を取り巻く社会環境が大きく変化（インバウンド急回復、国際競争力強化の必要性、宿泊施設立地の拡大、従業員居住地の変化、物価高騰による事業費増）
⇒交通混雑やマナー対策、インフラの逼迫といった顕在化する課題に対応するため

税率変更のほかの変更点

◎ 課税免除の変更（北海道の課税免除とあわせる）

対象	2025（令和7）年度まで	2026（令和8）年度以降
修学旅行	免除	免除
幼稚園・保育所の行事	課税	免除
職場体験	免除	課税

◎ 申告書の添付書類の追加

- 合算申告の場合に施設ごとの内訳を添付
 - ・任意様式でよいが参考様式も配布

◎ 徴収奨励金の変更

- 奨励金の割合を増加（2.5%⇒3.5%）※ 5年間（その後は2.5%）